

○滋賀県中小企業活性化審議会規則

平成25年 3 月22日

滋賀県規則第 6 号

滋賀県中小企業活性化審議会規則をここに公布する。

滋賀県中小企業活性化審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第 66号）第17条第 5 項の規定に基づき、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県中小企業活性化審議会委員名簿
(任期: 令和5年9月1日～令和7年8月31日)

令和6年7月31日時点
(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	備考
浅見 宣義	長浜市長	
遠藤 良則	株式会社滋賀銀行 常務取締役	
大田 香穂	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 女性委員会 副委員長	
大塚 敬一郎	大塚産業マテリアル株式会社 代表取締役会長	
岡澤 則子	滋賀県商工会議所女性会連合会 会長	
北村 嘉英	草津電機株式会社 代表取締役会長	会長
木村 茂	滋賀中央信用金庫 常務理事	
佐藤 祐子	株式会社国華荘 代表取締役社長	
上西 保	タカヒサ不動産株式会社 取締役社長	
杉本 久美	公募委員	
高井 文彦	日本ポリスター株式会社 代表取締役社長	
塚本 礼仁	滋賀県立大学人間文化学部 教授	会長代理
永井 茂一	株式会社ピアライフ 代表取締役	
藤澤 佳織	公募委員	
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	
宮川 富子	株式会社永樂屋 代表取締役社長	
宮本 麻里	合同会社LOCO 代表社員	
村田 弘司	株式会社日吉 相談役	
山下 悠	滋賀大学経済学部 准教授	
山本 身江子	滋賀県地域女性団体連合会 副会長	